

市営住宅入居のご案内

- 市営住宅は、住宅に困っている方々が低家賃で入居できるように市と国で建てた住宅です。
- 入居資格は、公営住宅法や市営住宅等管理条例で定めてあります。これらの資格確認のために、入居申込書や各種書類を提出していただきます。
- 新築住宅以外の既に建ててある住宅については、あらかじめ申込書を受け付けておき、住宅が空いたときに順次ご案内しています。

I	入居申込者の資格	1	ページ
II	収入基準の説明	2	ページ
III	入居の条件など	3	ページ
IV	申込時の提出書類	5	ページ
V	家賃一覧表	7	ページ
VI	申込み可能団地一覧	9	ページ

群馬県住宅供給公社 安中支所

(安中市役所 1階 建築住宅課内)

電話 : 027-381-8515

FAX : 027-381-8517

群馬県住宅供給公社ホームページ <https://www.gunma-jkk.or.jp/>

I 入居申込者の資格（次の1～7すべての条件を満たす方）

1. 申込者が成人の方

- (1) 同居できる方は親族に限ります。
親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者（含内縁）、2親等内の姻族です。
- (2) 次の場合は同居予定親族として認められます。
 - ① 婚約されている方 注1 申込み時点で婚約している場合は、第3者の婚約証明をもって受付可能となります。
注2 正式な入居決定には、入籍後の戸籍謄本の提出が必要となります。
 - ② 結婚しているのと同様（内縁）と認められる方（住民票で「未届の夫」、または「未届の妻」となっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないことなど）
 - ③ 安中市パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた方（宣誓証明書又は宣誓証明カードの提示が必要となります。）
- (3) 正当な理由なく、世帯を不自然に分けて申し込むことはできません。
 - ① 夫婦の別居（単身赴任を含む）や夫婦どちらか一方が子供と申し込む場合は認められません。
 - ② DV 被害者に該当する方は、裁判所や女性相談支援センターまたは配偶者暴力相談支援センターの証明書が必要です。（※加害者であった配偶者との同居は認められません。）
 - ③ 現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけの申込み、兄弟姉妹（未成年が含まれる）のみの場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。

2. 前年中の収入（同居予定親族の収入を含む）が、公営住宅法施行令の定める収入基準に当てはまる方

- (1) 年の途中で転職した人は、転職後の収入を1年分に換算して計算します。
- (2) 収入の基準については、次のページの収入基準の説明をご覧ください。
- (3) 収入のある人が1人の場合は、下の早見表を参考にしてください。

●参考 収入基準早見表●

この表は、収入のある人が2人以上いるとき、所得の種類が2以上あるとき、特別控除対象者がいるとき、年の途中で退職、転職をした人がいるとき、特定支出控除があるときなどの場合は参考になりません。

（人数は申込者と扶養親族の合計）

世帯	所得別 入居者数	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	給与支払金額 注1	2,967,999円まで	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで	4,947,999円まで
	事業所得額 注2	1,896,000円まで	2,276,000円まで	2,656,000円まで	3,036,000円まで	3,416,000円まで
裁量世帯	給与支払金額 注1	3,887,999円まで	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで	5,787,999円まで
	事業所得額 注2	2,568,000円まで	2,948,000円まで	3,328,000円まで	3,708,000円まで	4,088,000円まで

※ 注1 源泉徴収票の支払金額又は所得証明書の給与収入金額

※ 注2 確定申告書控又は所得証明書の所得額（総収入から必要経費を差引いた金額）

※ 裁量階層世帯（高齢者・子育て・障害者等世帯）とは

- ① 申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は、18歳未満の方
- ② 申込者に現在同居し扶養している小学校就学前の児童がいる方
- ③ 申込者又は同居者に、1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- ⑤ 知的障害者でその障害の程度が④と同程度と認められる方
- ⑥ 難病などによる障害者で、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の規定により厚生労働大臣が定める程度の方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
- ⑧ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑨ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな方

4. 市町村税を滞納していない方

5. 申込者本人及び現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

6. 入居する住宅が決まった後に次の手続きができる方

- (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できる方
- (2) 入居可能日から15日以内に入居し、市営住宅に住所を異動できる方
- (3) 単身入居者の方は、身元引受人1名の身元引受人届を提出できる方
※ 身元引受人は、入居者が市営住宅において生活が困難になった場合や緊急事態等が発生した場合に身柄を引き受け、入居者に代わり必要な手続きを行える方となります。
- (4) 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認める者でないこと。
※ 上記を判断するために、市町村の福祉担当と面接していただいたり、必要な事項について調査を行う場合があります。

7. 緊急連絡先を付けることができる方

- ※ 緊急連絡先は、入居者の安否確認や市営住宅における事故の発生等の緊急時などにおいて、入居者と連絡が取れない場合に連絡をさせていただける方となります。
また、入居者に家賃滞納等が発生した場合に情報提供又は通知を受ける方となります。

II 収入基準の説明

1. 入居申込者の収入基準は、次のとおりです。

一般世帯	収入月額 158,000円まで
裁量階層世帯	収入月額 214,000円まで

●収入月額の計算方法●

$$(\text{世帯の所得額} - \text{扶養親族控除額} - \text{特別控除額}) \div 12 = \boxed{\text{収入月額}}$$

2. 世帯の所得

- (1) 前年中の収入のあった人について、次により所得額を出して合算します。
 - ①給与所得の場合
俸給、給料、賃金、賞与等給与に係る所得で、その額は支払金額（前頁早見表注1の額）から給与所得控除額と特定支出控除額を差引いた金額です。（源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は所得証明書の所得額）
 - ②事業所得の場合
農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業により収入があった場合で、前頁早見表注2の金額です。
 - ③公的年金の収入は雑所得となります。（所得証明書の所得額）
- (2) 次の収入や所得は、所得額の計算には含めません。
 - ①退職所得（退職手当、一時恩給その他の退職により一時的に受ける給与など。）と譲渡所得等
 - ②生活保護法に基づく保護（扶助）、労働基準法に基づく災害補償、船員法に基づく災害補償、労働者災害補償法に基づく保険給付、国家公務員災害補償法・地方公務災害補償法に基づく補償や雇用保険法に基づく失業給付による収入
 - ③増加恩給（併給の普通恩給を含む。）と傷病賜金などによる収入
 - ④遺族（基礎、厚生、共済）年金、障害（基礎、厚生、共済）年金や障害手当金による収入
 - ⑤出張手当や旅費などの実費弁償による収入
 - ⑥相続、遺贈又は個人からの贈与により得た物（金品）など
 - ⑦損害保険契約に基づき支払いを受けた保険金や損害賠償金（これらに類するものを含む。）による収入
 - ⑧仕送りによる収入
 - ⑨退職予定者の給与所得
- (3) 年の途中で就職、転職又は事業を開始した人の場合は、1か月以上の実績をもとにして所得額を算定します。

3. 扶養親族控除額

扶養親族控除額は、1人当たり380,000円で、申込者以外の同居予定親族と別居中の扶養親族が対象です。

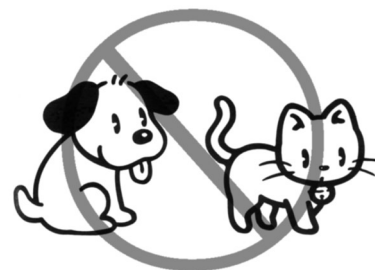
4. 特別控除額

控除名	控除額	控除対象者
基礎控除	その人の所得から10万円まで	給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方
老人扶養控除	一人につき10万円	扶養親族の内、70才以上の方
特定扶養控除	一人につき25万円	扶養親族の内、16才以上23才未満の方
寡婦控除	その人の所得から27万円まで	①夫と離婚した後婚姻をしておらず(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合も含む)、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合も含む)、又は、夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方
ひとり親控除	その人の所得から35万円まで	婚姻していないこと、又は、配偶者の生死が明らかでない者のうち以下をすべて満たす方 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと (2) 生計を一にする子がいること(子の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る) (3) 合計所得金額が500万円以下であること
障害者控除	一人につき27万円	身体障害者手帳(3級~6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級か3級)又は療育手帳(B級)を持っている方
特別障害者控除	一人につき40万円	身体障害者手帳(1級~2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療育手帳(A級)を持っている方

Ⅲ 入居の条件など

1. 市営住宅団地では、犬・猫・鳥などの動物を飼うことはできません。(ペット禁止)

※アレルギーのある方だけでなく、臭い、鳴き声などで他の入居者の迷惑となります。絶対におやめ下さい。



2. 次に掲げる市営住宅団地内共同施設等の費用は、共益費として入居者の皆さんに負担していただきます。

- ① 外灯や階段灯、エレベータの電気料金
- ② 共同水道の使用料や給水施設の電気料金
- ③ 浄化槽、汚水処理施設の使用料
- ④ 集会所の電気・水道代等
- ⑤ その他

※共益費の金額については班長にご確認ください。
※共用部分の草刈りや低木(概ね2.5m以下の植栽)の刈り込みおよび清掃活動は、入居者の皆さんが協力して行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。



草むしりは協力して行います

3. 班長としての役割等にご協力いただくこと。

- ① 班長は概ね団地内の棟ごとに、団地内の取り決めで入居者から選ばれています。順番が来ましたらお引き受けください。
- ② 班長は団地の自治活動に関することや共益費の集金等を行っています。

4. 行政区の区長並びに班長に協力し地域の住民の方々と仲良く生活すること。

5. 安中市市営住宅に係る未納家賃または不正使用のない方

6. 収入の調査について

家賃算定上必要なときに入居者の収入調査を行います。
勤務先等を変更した場合のほか、毎年7月上旬~8月中旬に「収入に関する申告書」を提出して頂きます。



7. 駐車場施設について

- ① 市営住宅では駐車場の許可をしている団地について、**1戸に1台分の駐車場を確保しています。**
2台以上の駐車は許可できません。
- ② 駐車場料金については、団地によって金額が異なります。
(松井田地区¥1,010、安中地区¥1,520)
- ③ 駐車できるのは、おおよそ次の大きさの自動車までです。
(長さ4.7m 幅1.7m 高さ2.0m)
- ④ 決められた場所以外には、車を置かないでください。
(埋設管や簡易舗装の損壊、通行の妨げなどの原因となります。)
- ⑤ **家賃の滞納がある場合、新たに車庫証明の発行はできません。**



駐車場は1台のみ

8. 入居者等に異動があった場合はそのつど文書による申し出が必要です。

- ① おおさんが生まれた場合、同居していた家族が別の場所へ引っ越した場合など、同居の家族に変更があったときは必ずお申し出下さい。
 - ② 新たに同居したい人がいる場合、入居申し込み時と同じ基準で審査をするため、同居の許可ができない場合があります。事前に担当までご相談ください。
- ※その他、詳しくはお尋ねください。



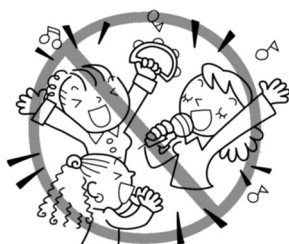
9. 住宅を退去するときには、次のことを守っていただきます。

- (1) 退去の1ヶ月ほど前に返還の手続きをしてください。
- (2) 入居者の負担で、元通りに直してください。
 - ① 畳の表替え(裏返しではないこと)
 - ② ふすま・障子の張替え
 - ③ 塗装壁の塗替え及びクロスの貼替え又はクリーニング
(汚れの程度によっては、塗り替えや貼り替えをしていただく場合があります)
 - ④ 破損箇所の修繕・室内外の清掃(各所換気扇を含む)
 - ⑤ 設置物の撤去
 - ・風呂釜・浴槽の撤去(秋間・原市・平第二・朝日・塚越団地以外)
 - ・増築物、設置物(プレハブ、物置、TVアンテナ、湯沸かし器等)の撤去
 - ⑥ トイレの汲み取り(該当の場合)



10. 次の場合明け渡しの請求をする対象者となります。

- (1) 不正な行為によって入居したとき
 - (2) **家賃を3ヶ月分以上滞納したとき**
 - (3) 届出なしに、15日以上住まないとき
 - (4) 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき
 - (5) 住宅又は共同施設を故意に壊したとき
 - (6) 承認を受けずに、同居者をおいたとき
 - (7) 入居の承継の手続きをしない場合
 - (8) 他に迷惑を及ぼす行為、周辺環境を乱す行為をしたとき
 - (9) その他、市営住宅管理条例等に違反したとき
- ※ また、一定の所得を超えた入居者に対しては、住宅の明け渡しを請求することとなります。



● 騒音や振動にご注意を ●

団地は集合住宅であり、大勢の方が入居しています。生活音など、建物を通して遠くの部屋まで音が響くこともあります。ある程度ご理解いただくとともに、大声での話し声、テレビなどの音響や洗濯機など家電の駆動音、ドアの開閉音など、お互いに配慮して生活して下さい。

IV 申込み時の提出書類（提出された書類は、お返ししません）

1. 必ず提出していただく書類

☑欄	提出書類	発行元	摘 要
☐	入居申込書	本人 (書式は市)	正しく、わかりやすく記入してください。
☐	住 民 票	市 (市民課)	入居を予定している人全員分 ・ 続柄、本籍地などを省略していないもの。 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの。 ※個人番号利用同意書の提出があれば不要
☐	市税完納証明書 (市県民税・固定資産税・ 軽自動車税・国民健康保険税)	市 (税務課)	<u>申込者の分のみ</u>
☐	前年分 課税(非課税)証明書 (前年分の所得と扶養 控除がわかるもの)	市 (税務課)	同居予定親族の方全員分 (ただし、15歳以下の方及び16歳以上の 学生で収入の無い者を除く) ※個人番号利用同意書の提出があれば不要に なる場合があります
<p>※1月から5月までの間は、前年分課税(非課税)証明書が発行されない時期なので、 下記の(1)と(2)の書類をご用意ください。</p> <p>(1)前々年分課税(非課税)証明書(所得と扶養控除がわかるもの)</p> <p>※個人番号利用同意書の提出があれば不要になる場合があります</p> <p>(2)次のいずれかひとつ</p> <p>①源泉徴収票(手書きの場合は、朱肉のついた事業所印のあるもの)</p> <p>②確定申告書控</p> <p>③前年所得の納税証明書その2(税務署)</p>			
☐	保険証の写し	本人	入居を予定している人全員分 国民健康保険被保険者証 健康保険被保険者証 健康保険資格確認書など

※ 申込み資格の有無等は、すべての書類を提出していただいてから最終的に判定します。
ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いので、最終的な判断が
出来ません。後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合がありますので、
ご容赦下さい。

2. その他の書類（必要に応じて提出していただきます）

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	提出書類	発行元	摘 要												
<input type="checkbox"/>	個人番号利用同意書 個人番号カードまたは 通知カードのコピー	本人 市民課	安中市に住民票がある方 入居を予定している方全員分 ※住民票・所得証明書の提出が不要になる場合があります												
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本人 市民課	単身者・母子（父子）家庭の方・外国人と結婚している 方・内縁関係にある方同士で申し込む方など ※配偶者の有無や子の親権の確認が出来る事項が記載されたもの												
<input type="checkbox"/>	単身入居の入居者資格認定 のための申立書	本人	単身で申し込む方												
<input type="checkbox"/>	婚約証明書	媒酌人	申込み時に婚約中の方 ※入居決定には、入籍後の戸籍謄本等の提出が必要になります。												
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の写し	本人	現在妊娠中の方												
<input type="checkbox"/>	申出書	本人	16歳以上で無職の方（学生を除く）												
<input type="checkbox"/>	給与支払証明書 収支明細書（自営業の方）	勤務先 本人	年の途中で就職、転職又は事業を開始した 方（1ヶ月分以上の実績のあるもの）												
<input type="checkbox"/>	各種年金証書の写し	本人	前々年11月以降に新たに年金受給権を得た方や、 遺族年金等を受けられている方など												
<input type="checkbox"/>	退職（予定）証明書または 雇用保険被保険者証の写し	勤務先	年の途中で退職し現在無職の方												
<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書	福祉課	生活保護を受給している方												
<input type="checkbox"/>	在職証明書	勤務先	労働者で国民健康保険等に参加している方 （就職時期が保険証で確認できない方）												
<input type="checkbox"/>	事業証明書または 税務署長に提出した開業届の控	本人	自営業の方												
<input type="checkbox"/>	各種障害者手帳の写し	本人	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳のいずれかをお持ちの方												
<input type="checkbox"/>	女性相談支援センターの発行する 一時保護の証明書または 裁判所の保護命令（接近禁止命令） の写しまたは 配偶者暴力相談支援センターの発 行する証明書など	本人 各機関	DV被害者に該当する方 ※提出書類はいずれかひとつ												
<p>その他</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>ハンセン病療養所等入居証明書</td> <td><input type="checkbox"/>戦傷病者手帳の写し</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>寡婦（夫）年金証書の写し</td> <td><input type="checkbox"/>売買契約書の写し</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>競売決定通知書</td> <td><input type="checkbox"/>扶養証明書〈勤務先又は市〉</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>在留カードの表裏両面の写し</td> <td><input type="checkbox"/>受給者証の写し（指定難病患者に該当する方）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し（市民課市民生活係）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所等入居証明書	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳の写し	<input type="checkbox"/> 寡婦（夫）年金証書の写し	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/> 競売決定通知書	<input type="checkbox"/> 扶養証明書〈勤務先又は市〉	<input type="checkbox"/> 在留カードの表裏両面の写し	<input type="checkbox"/> 受給者証の写し（指定難病患者に該当する方）	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し（市民課市民生活係）		<input type="checkbox"/> その他（	）
<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所等入居証明書	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳の写し														
<input type="checkbox"/> 寡婦（夫）年金証書の写し	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し														
<input type="checkbox"/> 競売決定通知書	<input type="checkbox"/> 扶養証明書〈勤務先又は市〉														
<input type="checkbox"/> 在留カードの表裏両面の写し	<input type="checkbox"/> 受給者証の写し（指定難病患者に該当する方）														
<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し（市民課市民生活係）															
<input type="checkbox"/> その他（	）														

【ご注意】 お申込み後に住所や連絡先の変更が生じた場合は必ずご連絡をお願いいたします。連絡が取れなくなった等でご案内が継続できない場合は、やむを得ず失格とさせていただきます。

V 家賃一覧表（令和8年度 団地別・収入別）

団地名	棟番号	構造	階層	間取り	収入ランク・収入月額					
					1	2	3	4	5	6
					0～ 104,000	104,001～ 123,000	123,001～ 139,000	139,001～ 158,000	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000
秋間	50A-1	耐火	4F	2LDK	11,000	12,700	14,500	16,400	18,700	21,600
	50A-2	耐火	4F	2LDK	10,500	12,100	13,900	15,700	17,900	20,700
	51B-1	耐火	4F	2LDK	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	23,300
	51B-2	耐火	4F	2LDK	11,200	12,900	14,700	16,600	19,000	21,900
並木	53-1	耐火	4F	3DK	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	23,300
	53-2	耐火	4F	3DK	11,100	12,800	14,700	16,600	18,900	21,900
	54-1	耐火	4F	3DK	12,600	14,500	16,600	18,800	21,400	24,700
	54-2	耐火	4F	3DK	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	23,300
	55-1	耐火	4F	3DK	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100
	55-2	耐火	4F	3DK	12,000	13,900	15,900	17,900	20,500	23,700
	56-1	耐火	4F	3DK	13,900	16,000	18,400	20,700	23,700	27,300
	56-2	耐火	4F	3DK	13,000	15,000	17,200	19,400	22,100	25,500
	57-2	耐火	2F	3DK	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300
	58-2	耐火	2F	3DK	15,100	17,500	20,000	22,500	25,800	29,700
藤山	57-1	耐火	4F	3DK	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000
	57-2	耐火	4F	3DK	13,900	16,000	18,300	20,700	23,600	27,300
	58-1	耐火	4F	3DK	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	28,400
	58-2	耐火	4F	3DK	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700
米山	60A-2	耐火	4F	3DK	13,700	15,800	18,100	20,500	23,400	27,000
	61B-1	耐火	4F	3DK	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900
	62C-2	耐火	4F	3DK	14,100	16,300	18,700	21,000	24,100	27,800
	63D-1	耐火	4F	3DK	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700
	1E-2	耐火	4F	3DK	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100
芸の宮	3-1	耐火	4F	3DK・2LDK	16,300	18,900	21,600	24,400	27,800	32,100
	3-2	耐火	3F	3DK・2LDK	15,500	17,900	20,400	23,100	26,400	30,400

団地名	棟番号	構造	階層	間取り	収入ランク・収入月額					
					1	2	3	4	5	6
					0～ 104,000	104,001～ 123,000	123,001～ 139,000	139,001～ 158,000	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000
原市	7-1	耐火	4F	3LDK	20,000	23,100	26,400	29,800	34,100	39,300
	7-2	耐火	4F	3LDK	19,500	22,500	25,700	29,000	33,100	38,200
	8-3	耐火	4F	3LDK	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500
	8-4	耐火	4F	3LDK	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500
	9-5	耐火	4F	3LDK	20,400	23,500	26,900	30,300	34,700	40,000
				2DK	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	27,900
	10-6	耐火	4F	3LDK	20,400	23,500	26,900	30,300	34,700	40,000
				2DK	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	27,900
	11-7	耐火	4F	3LDK	20,400	23,600	27,000	30,500	34,800	40,200
				2DK	14,300	16,500	18,900	21,300	24,300	28,100
	11-8	耐火	4F	3LDK	20,400	23,600	27,000	30,500	34,800	40,200
				2DK	14,300	16,500	18,900	21,300	24,300	28,100
14-9 (EV 付)	耐火	5F	3LDK	21,000	24,200	27,700	31,200	35,700	41,200	
			2DK	14,700	16,900	19,400	21,800	25,000	28,800	
15-10 (EV 付)	耐火	5F	3LDK	21,100	24,300	27,800	31,400	35,900	41,400	
			2DK	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900	
平第 2	1～2 号棟	木造	2F	3DK	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100
朝日	84A	耐火	3F	3DK	15,000	17,300	19,800	22,300	25,500	29,400
	85A	耐火	3F	3DK	15,200	17,500	20,100	22,600	25,900	29,900
	86A	耐火	3F	3DK	15,400	17,800	20,400	23,000	26,200	30,300
	87A	耐火	3F	3DK	15,600	18,100	20,600	23,300	26,600	30,700
塚越	A95 (端 6 戸)	耐火	3F	3LDK	20,300	23,500	26,800	30,300	34,600	39,900
	A95 (中 3 戸)			3LDK	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800
	B96	耐火	3F	3LDK	19,900	23,000	26,300	29,700	33,900	39,100
	C97	耐火	4F	2DK	14,000	16,200	18,500	20,800	23,800	27,500
				3DK	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,800
	D98	耐火	3F	2DK	14,200	16,300	18,700	21,100	24,100	27,800
3DK				18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	

VI 申込み可能団地一覧

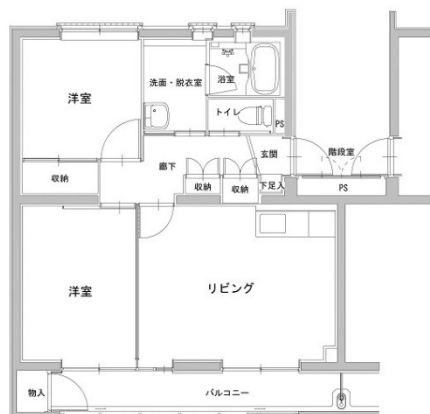
団地名	所在地	学校区	戸数	風呂釜 浴槽	給湯	水洗 トイレ	ガス	駐車場 使用料	建設 (改修)
秋 間 (あきま)	東上秋間 1533 番地	秋間小学校 第一中学校	64	○	3ヶ所	○	LP	— (未舗装)	昭和 50 年 ～51 年度 ※平成 26 年 ～29 年度改修
並 木 (なみき)	高別当 100 番地	原市小学校 第二中学校	132	×	×	○	LP	— (未舗装)	昭和 53 年 ～58 年度
藤 山 (ふじやま)	安中 1350 番地	安中小学校 第一中学校	64	×	×	○	LP	1,520 円/月	昭和 57 年 ～58 年度
米 山 (こめやま)	安中 1723 番地	安中小学校 第一中学校	80	×	3ヶ所	○	LP	1,520 円/月	昭和 60 年 ～平成 1 年度
芸の宮 (きのみや)	安中 3750 番地	安中小学校 第一中学校	28	×	3ヶ所	○	LP	1,520 円/月	平成 3 年度
原 市 (はらいち)	原市 1 丁目 2876 番地 2 ほか	原市小学校 第二中学校	234	○	3ヶ所	○	LP	1,520 円/月	平成 7 年 ～15 年度
平第 2 (たいらだいに)	松井田町五料 434 番地	松井田小学校 松井田中学校	4	○	○	○	LP	1,010 円/月	平成 1 年度
朝 日 (あさひ)	松井田町国衙 15 番地ほか	松井田小学校 松井田中学校	48	○	○	○	LP	1,010 円/月	昭和 59 年 ～62 年度
塚 越 (つかごし)	松井田町松井田 768 番地 1 ほか	松井田小学校 松井田中学校	57	○	○	○	LP	1,010 円/月	平成 7 年 ～11 年度

※上記に記載されていない既存団地は、老朽化等のため募集を停止しています。

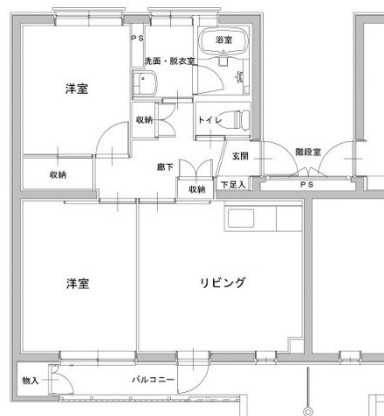
※駐車場は、1 台分のみです。(2 台目以降の分はご用意できません。)

【秋間団地】（あきまだんち）

所在地：東上秋間 1533
 学校区：秋間小学校
 第一中学校
 設備：浴槽あり
 給湯3ヶ所
 水洗トイレ
 LPガス
 建設：昭和50～52年度
 改修：平成26～29年度



秋間団地50A-1棟



秋間団地50A-2棟



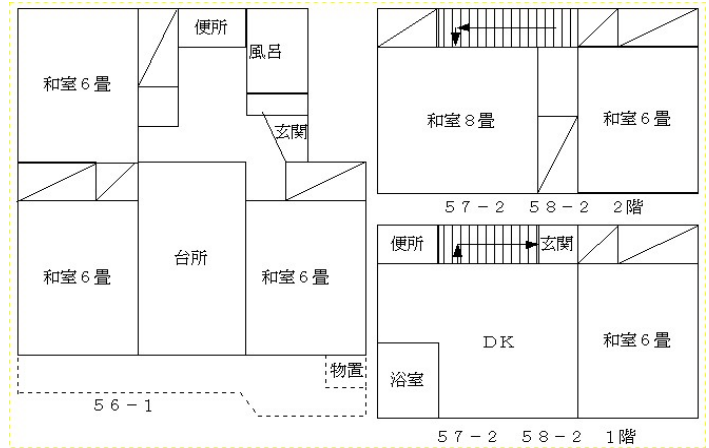
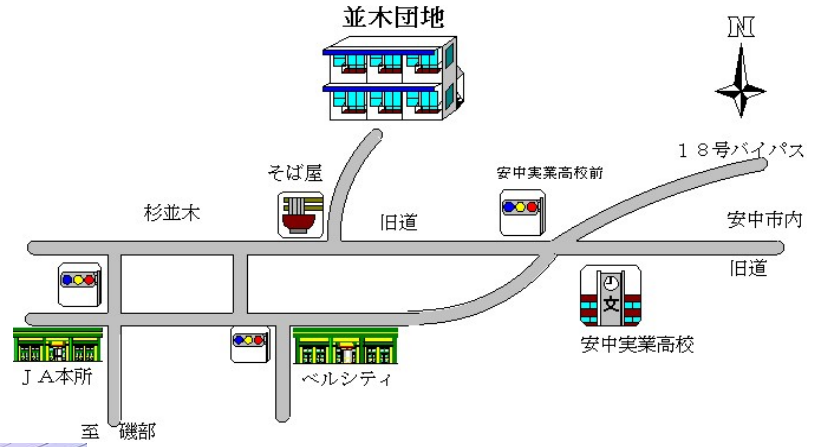
秋間団地51B-1棟



秋間団地51B-2棟

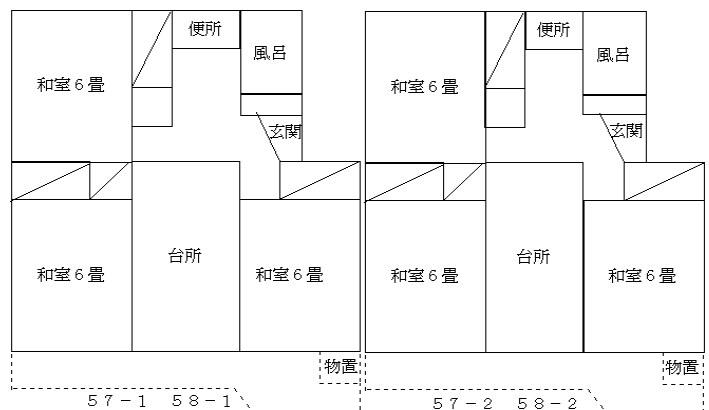
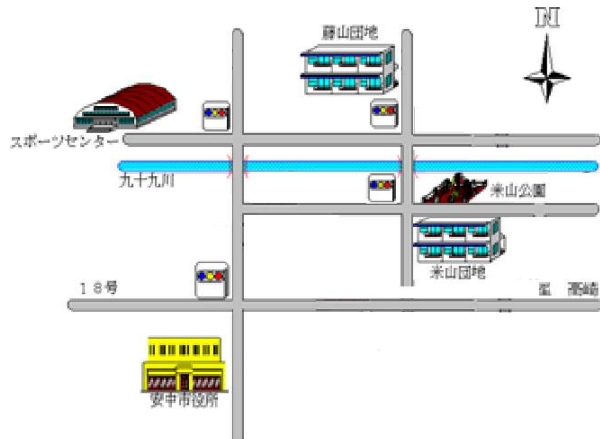
【並木団地】（なみきだんち）

所在地：高別当 100
 学校区：原市小学校
 第二中学校
 設備：風呂釜なし
 浴槽なし
 給湯なし
 水洗トイレ
 LPガス
 建設：昭和 53～58 年度



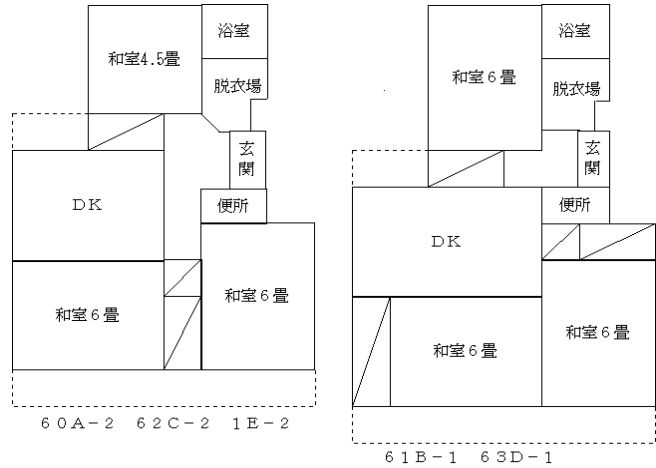
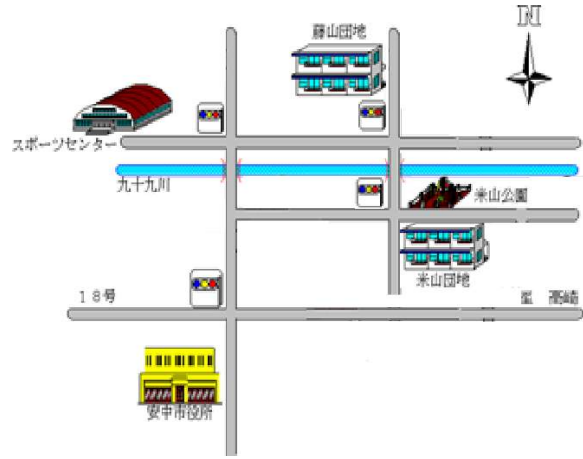
【藤山団地】（ふじやまだんち）

所在地：安中 1350
 学校区：安中小学校
 第一中学校
 設備：風呂釜なし
 浴槽なし
 給湯なし
 水洗トイレ
 LPガス
 建設：昭和 57～58 年度



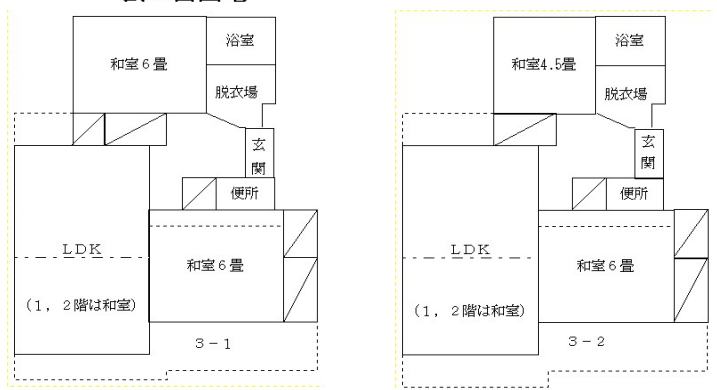
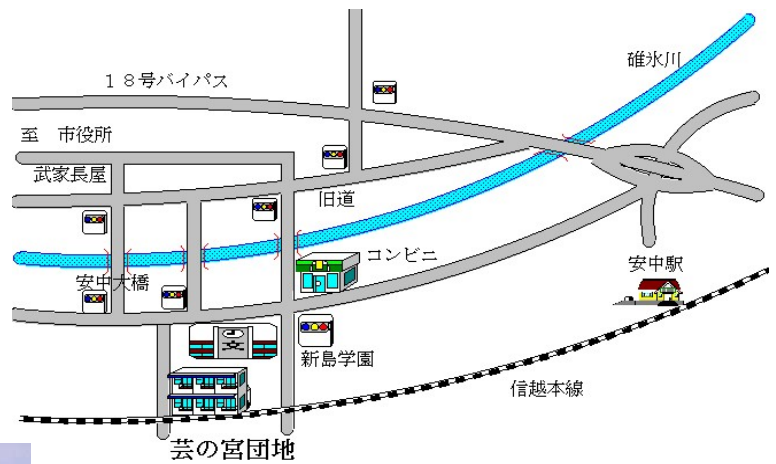
【米山団地】（こめやまだんち）

所在地：安中 1723
 学校区：安中小学校
 第一中学校
 設 備：風呂釜なし
 浴槽なし
 給湯3ヶ所
 水洗トイレ
 LPガス
 建 設：昭和60～平成1年度



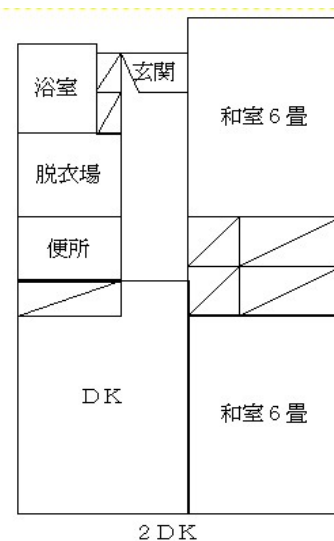
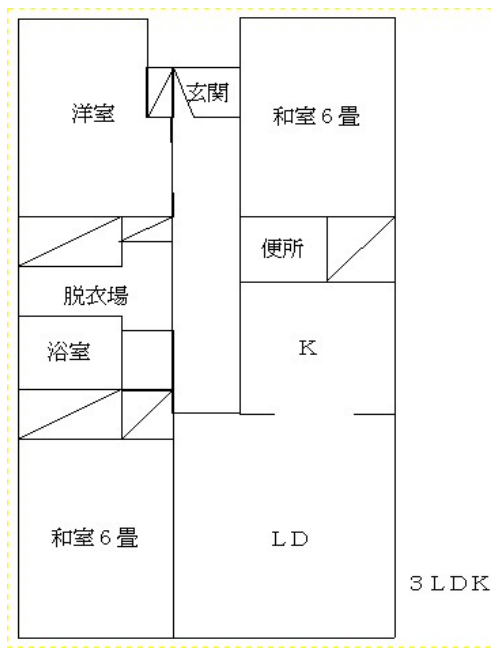
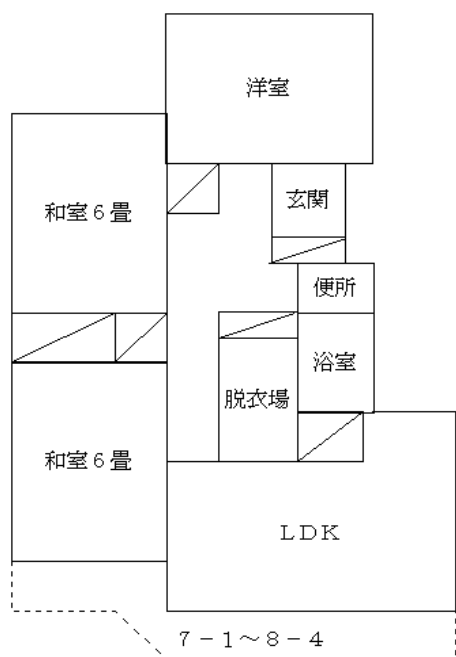
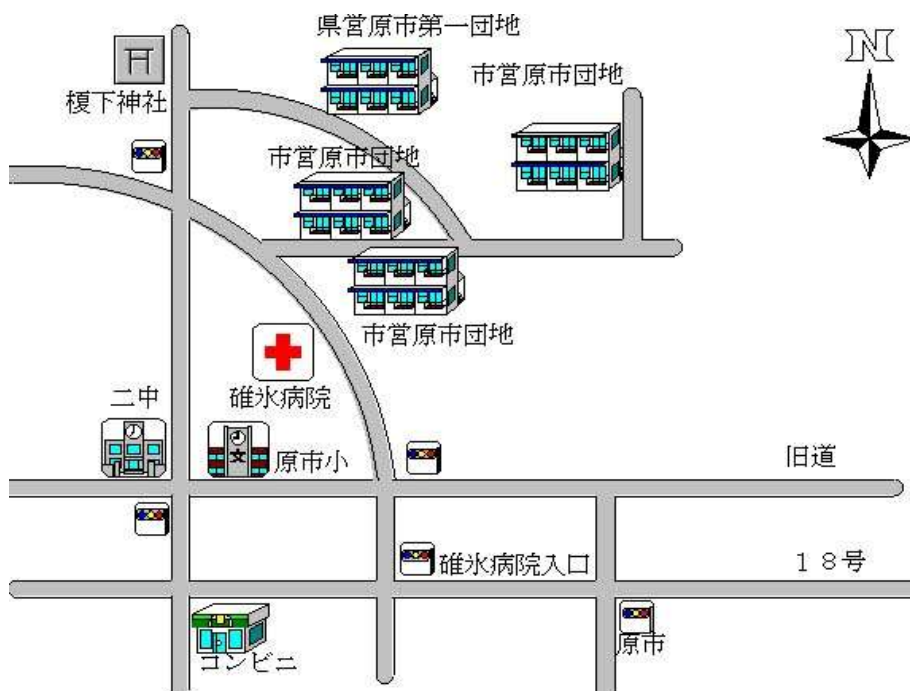
【芸の宮団地】（きのみやだんち）

所在地：安中 3750
 学校区：安中小学校
 第一中学校
 設 備：風呂釜なし
 浴槽なし
 給湯3ヶ所
 水洗トイレ
 LPガス
 建 設：平成3年度



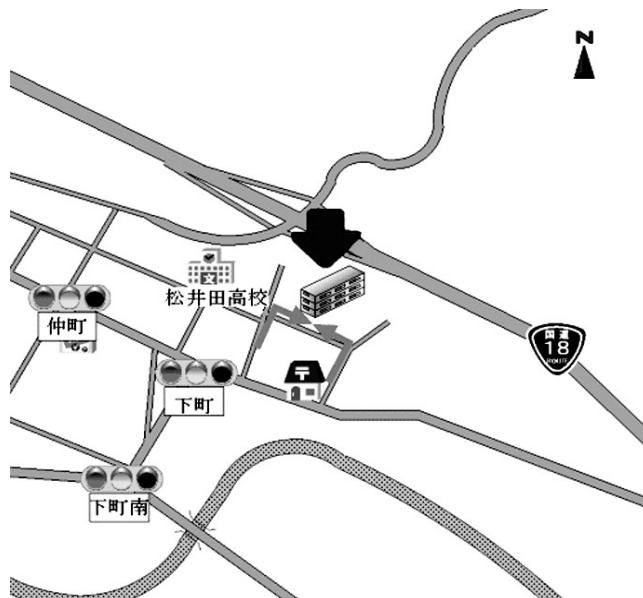
【原市団地】(はらいちだんち)

所在地：原市一丁目 2876-2
 学校区：原市小学校
 第二中学校
 設備：風呂釜あり
 浴槽あり
 給湯3ヶ所
 水洗トイレ
 LPガス
 建設：平成7~15年度



【塚越団地】（つかごしだんち）

所在地：松井田町松井田 768-1 ほか
 学校区：松井田小学校
 松井田中学校
 設備：風呂釜あり
 浴槽あり
 給湯あり
 水洗トイレ
 LPガス
 建設：平成7～11年度



B96棟



A95棟



C97棟

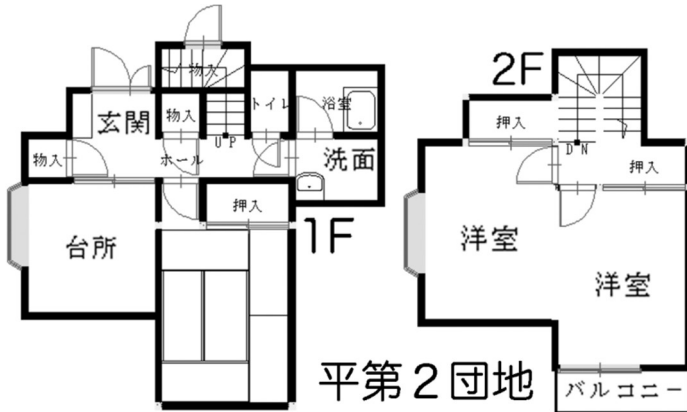
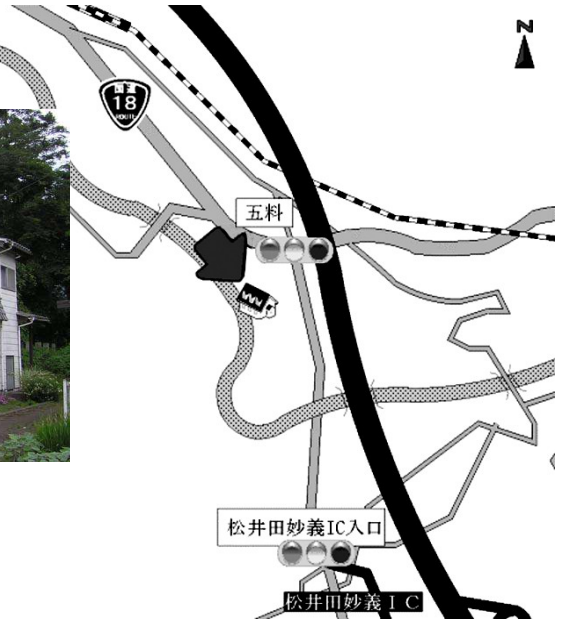


D98棟



【平第2団地】(たいらだいにだんち)

所在地：松井田町五料 434
 学校区：松井田小学校
 松井田中学校
 設 備：風呂釜あり
 浴槽あり
 給湯あり
 水洗トイレ
 LPガス
 建 設：平成1年度

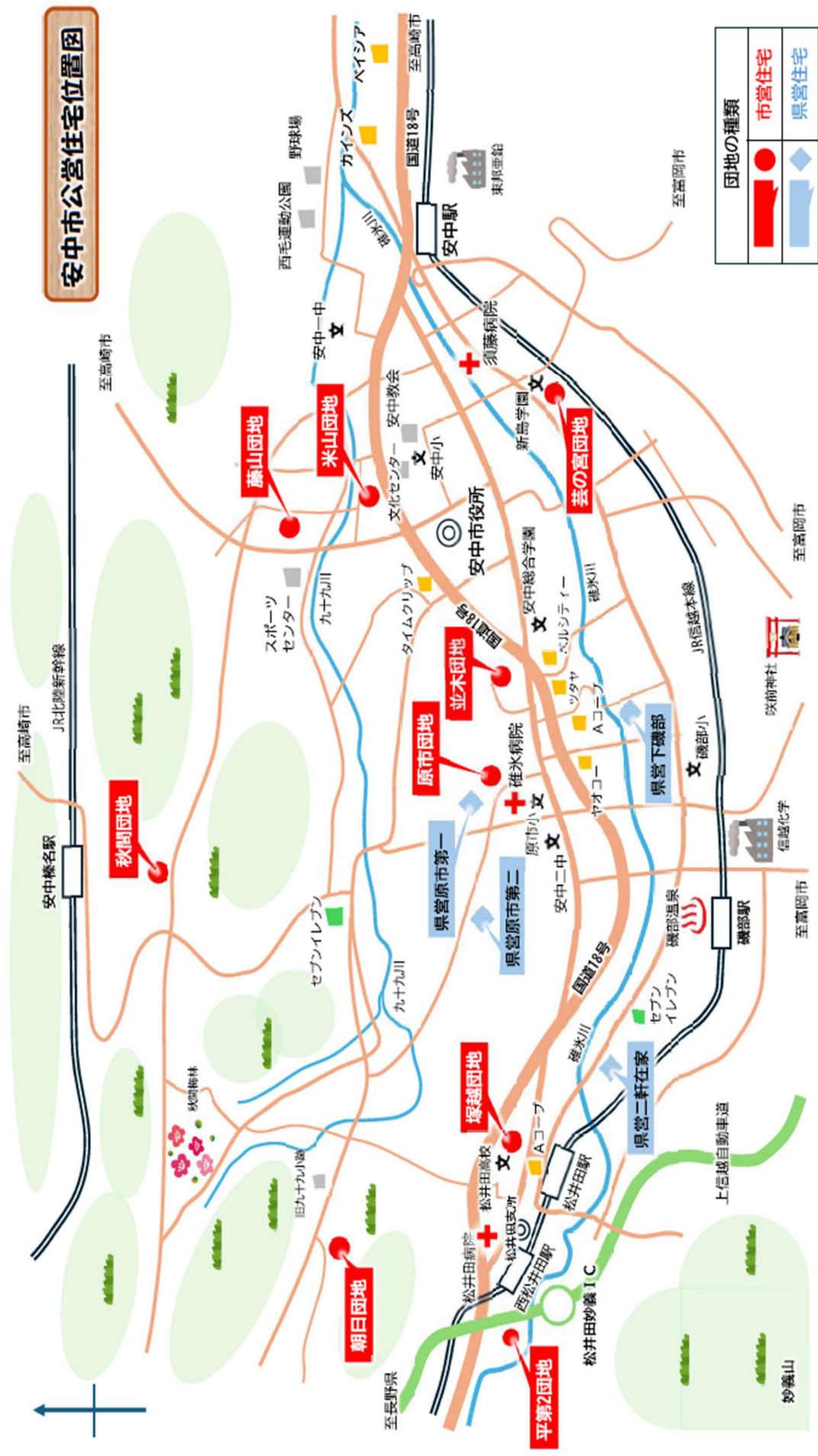


【朝日団地】(あさひだんち)

所在地：松井田町国衙 15 ほか
 学校区：松井田小学校
 松井田中学校
 設 備：風呂釜あり
 浴槽あり
 給湯あり
 水洗トイレ
 LPガス
 建 設：昭和 59~62 年度



安中市公営住宅位置図



団地の種類	
	市営住宅
	県営住宅

暴力団員の入居申込はお断りします

公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生しています。

そこで本市では、平成19年6月1日付国土交通省住宅局からの通知「公営住宅における暴力団排除について」に基づき、入居申込者（同居者を含む）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の場合には、以下の理由によって、入居決定しないことを原則とします。

- (1) 公営住宅法（以下、法という）第23条に規定される入居者資格審査にあたり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入は一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと。
- (2) 暴力団活動に従事し、全国的な調査結果においても他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと。

なお同居承認及び入居承認について、(1)の理由により承認を行わないことを原則とします。

その他、既存入居者の不正入居、家賃の滞納、公営住宅の転貸（暴力団事務所として使用等）、他の入居者の生活妨害、迷惑行為等については、法や条例に基づき厳正に対処いたします。

本件については、警察との連携を強化し、必要に応じて情報の提供や安全の確保等を依頼していきます。

個人情報の取扱いについて

本市では、個人情報の保護に関する法律、安中市個人情報保護法施行条例その他関連法令に基づいて適正に個人情報を管理しています。

また、本市は個人情報につきまして関連法令及び条例等に基づき以下のとおり取り扱っています。

- 1 入居及び諸申請の受付に伴い提出いただく個人情報は、「入居及び当該申請に係る審査」のほか、「家賃等の収納に関するご連絡」、「修繕等に関するご連絡」、「市営住宅に関する各種情報のご案内」、「各種アンケートのお願い」、「調査・統計資料の作成」、「その他住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。
- 2 本市は、「法令等に定めがある場合」・「個人の生命、身体又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、業務委託先の事業者等（営繕業者など）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。
- 3 本市は、個人情報の開示・訂正・利用停止の求めに対応させていただいております。
- 4 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは次の窓口までご連絡ください。

【安中市 まちづくり部 建築住宅課 住宅政策係 027-382-1111 内線 1252】

